

令和4年第11回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和4年11月28日（月）午後1時30分から2時24分
2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室
3. 出席農業委員（12人）

|         |     |     |     |
|---------|-----|-----|-----|
| 会長      | 1番  | 内川  | 昭二  |
| 会長職務代理者 | 3番  | 大久保 | 暢夫  |
|         | 4番  | 川島  | 一義  |
|         | 5番  | 千光士 | 伊勢男 |
|         | 6番  | 野村  | 勉   |
|         | 7番  | 樋口  | なぎさ |
|         | 8番  | 西岡  | 秀輝  |
|         | 9番  | 有澤  | 節子  |
|         | 10番 | 福本  | 隆憲  |
|         | 11番 | 西岡  | 大作  |
|         | 13番 | 栗山  | 浩和  |
|         | 14番 | 小松  | 豊喜  |
4. 欠席農業委員（2人）

|  |     |    |    |
|--|-----|----|----|
|  | 2番  | 野町 | 亜理 |
|  | 12番 | 山内 | 芳幸 |
5. 出席農地利用最適化推進委員（6人）

|     |    |    |
|-----|----|----|
| 安芸  | 渡辺 | 禎宏 |
| 伊尾木 | 黒岩 | 榮之 |
| 川北  | 中平 | 秀一 |
| 土居  | 入交 | 大輔 |
| 畑山  | 小松 | 光正 |
| 赤野  | 大野 | 實  |
6. 傍聴者 なし
7. 議事日程

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 報告第1号 | 農地法第3条の3届出について       |
| 議案第2号 | 農地法第3条許可申請について       |
| 議案第3号 | 農地法第5条第1項許可申請について    |
| 報告第4号 | 農地法第18条第6項解約通知報告について |

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画  
決定について

議案第 6 号 非農地証明願について

その他

## 8. 農業委員会事務局職員

事務局長 大坪 浩久

事務局次長兼振興係長 北村 博昭

事務局農地係長 弘井 恭介

## 9. 会議の概要

議 長

これより、本日の会議を開きます。

議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長

本日の出欠状況を報告します。

定数 14 人、欠席 2 人、出席数 11 人であります。

欠席委員の 2 番野町委員、12 番山内委員からは、所用のため欠席の届出がっております。また、8 番西岡秀輝委員からは遅参の届出がっております。

次に事務の概要報告をいたします。

11 月 1 日と 2 日に、「農業委員会サポートシステム操作研修会」が高知市で開催され、北村次長が参加しました。

11 月 24 日に、「高知県農業会議・臨時総会」と「令和 4 年度下期農業委員会会長・事務局長会議」が高知市で開催され、内川会長と私が参加しました。

また、同日に「中国四国ブロック農業委員会女性委員研修会」が岡山県で開催され、野町委員と樋口委員が参加しました。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議 長

本定例会の日程は、本日 1 日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日 1 日と決定いたします。

会議規則第 21 条第 2 項の規定により、議事録署名委員に野村勉委員及び有澤節子委員を指名いたします。

それでは、「報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について」事務局が説明をいたします。

事務局（北村）

議案書は、1 ページをお開きください。

「報告第 1 号、農地法第 3 条の 3 届出について」です。

今回は3件届出が出ています。

届出番号1番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり川北の15筆で、面積は全部で10,384㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号2番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり東浜、幸町、西浜、黒鳥、井ノ口の18筆で、面積は全部で9,572㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

次に、届出番号3番です。

権利取得者は、議案書に記載のとおりです。

届出地は、記載のとおり赤野の42筆で、面積は全部で12,932㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

説明は、以上です。

議長 ただいまの「報告第1号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第2号、農地法第3条許可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(北村) 議案書は7ページです。

「議案第2号、農地法第3条許可申請について」説明いたします。

申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の1筆で、現況地目は田で、面積は1,626㎡です。

売買による所有権移転の申請で、ユズの作付を予定しています。

所在地につきましては、8ページに地図がございます。

井ノ口の駐在所の北西にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3

の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人はユズを栽培しています。今回の申請地は、ユズの作付けを予定しています。

農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので、適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、ユズを栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間180日が1名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が14,885㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・売買でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地にはユズの作付けが予定されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

次に、申請番号2番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり井ノ口の8筆で、登記地目は畑で、面積は1,936㎡です。贈与による所有権移転の申請で、果樹が作付されております。所在地につきましては、8ページに地図がございます。

井ノ口・山田橋の南東にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、A3の農地法第3条調査書で説明します。

まず、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、ナス、水稻等を栽培しています。今回の申請地には、果樹が作付されており、農作業に従事する家族等の状況及び農機具の保有状況等からみて、耕作すべき農地すべてを効率的に利用するものと

見込まれます。

次に、農地所有適格法人要件につきましては、譲受人は個人ですので、適用ありません。

次に、信託引受除外要件につきましては、信託ではありませんので適用ありません。

次に、農作業常時従事要件につきましては、譲受人は、水稲、ナス等を栽培し、農業を営んでおりまして、農業に従事する予定者、年間330日が3名おります。このため、農作業を行う必要がある年間150日以上の要件を満たすと見込まれます。

次に、下限面積要件につきましては、取得後の農地面積の合計が15,172㎡となりまして、下限面積4,000㎡を超えます。

次に、転貸禁止につきましては、所有権移転・贈与でありますので該当しません。

次に、地域との調和要件につきましては、申請地には果樹が作付されており、地域の防除基準にあった栽培管理を行うため、本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、「許可要件のすべてを満たしている」と考えます。

なお、現地につきましては、1番、2番とも11月14日に大久保暢夫委員、西岡大作委員、小松昌平委員に確認していただきました。

以上で、説明を終わります。

議 長

現地確認委員の報告を申請番号1番と2番は、大久保暢夫委員、お願いします。

3番大久保委員

11月14日に現地を確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

議 長

それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長

別にないようですので、採決をいたします。

「議案第2号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第2号、農地法第3条許可申請について」は原案どおり認め、許可することに決定しました。

続きまして、「議案第3号、農地法第5条第1項許

可申請について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（弘井）

「議案第3号の5条申請について」説明いたします。

今回は1件の申請が提出されております。

議案書は9ページをご覧ください。

申請番号1番。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、地目は田、面積は1,321㎡で、転用目的は駐車場の整備です。

場所は10ページに地図を掲載しています。

併せて現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

場所は、伊尾木公民館の東にある農地です。

現地確認は、11月10日に内川昭二会長、黒岩榮之委員にいただきました。

次に、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書をご覧ください。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種農地にあたりと判断しています。理由は、土佐くろしお鉄道ごめんなはり線伊尾木駅から概ね300m以内にある農地であるためです。

続きまして、2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、近年伊尾木洞には多くの観光客が訪れ、現在整備しております駐車場では観光バス等が駐車すると、他の一般車両の駐車スペースが確保できない状態です。そのため、伊尾木洞までのアクセスが容易な場所に新たに駐車場を整備することを計画したもので、申請地は所有者及び管理者ともに高齢で、今後も耕作することが困難であるため、譲渡してもよいとの回答をもらい、今回駐車場用地として申請したものです。他に適した用地が無いとのことで、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力につきましては、安芸市の予算書を確認し、問題はないと判断いたしました。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実に行われると判断いたしました。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されており、駐車場用地として転用計画が妥当であると判断いたしました。

次に、周辺農地への支障についてですが、当該申請地の北側は市道を挟んで宅地及び譲渡人所有の農地、南側は国道、東側は現況宅地、西側は同意のある農地です。生活排水の発

生する施設の設置はなく、雨水は申請地の西側に新設する水路へ排出し、その後国管理の側溝へ流入させる計画です。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断します。

国道側溝への接続につきましては、奈半利国道出張所と協議済みで、申請すれば許可見込みであると確認しています。

また、伊尾木土地改良区から当該事業について異議がない旨の意見書が提出されております。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地は、都市計画区域外で、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、「転用計画は許可相当である」と判断いたします。

すいません。先ほど説明したA3の書類の中で、2番の一般基準の④の計画面積の妥当性のところですが、「個人住宅用地として」となっておりますが、正しくは説明しましたとおり「駐車場用地」です。訂正をお願いいたします。

説明は、以上です。

議 長

現地確認委員の報告は、私が報告します。

1 番内川委員

11月10日、黒岩さんと弘井くんと現地を見てきました。報告のとおり間違いありません。

議 長

それでは、審議をお願いします。

(質問、意見等なし)

議 長

別にないようですので、採決いたします。

「議案第3号、農地法第5条第1項許可申請について」は、原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議 長

全員賛成です。

よって、「議案第3号、農地法第5条第1項許可申請について」は原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、「報告第4号、農地法第18条第6項解約通知報告について」を議題とし、事務局が説明をいたします

事 務 局 (北村)

「報告第4号、農地法第18条第6項解約通知報告について」説明いたします。

議案書は11ページです。

届出番号1番です。

賃貸人、賃借人、転貸人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで西浜の1筆です。

地目は田で、面積は2,363㎡です。

当初は令和4年3月22日から約3年間の賃借権が設定されていましたが、三者の合意により解約の通知が提出されたものです。

説明は、以上です。

議長 ただいまの「報告第4号について」、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

(質問、意見等 なし)

議長 質問、意見等が無いようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、「議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について」を議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(北村) 「議案第5号、農業経営基盤強化促進法 農用地利用集積計画決定について」説明いたします。

議案書は、12ページからになります。

申請番号1番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は3,068㎡です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は5年間で、賃借料は、10アール当たり米1俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、17ページに地図がございます。

株式会社・公文建設の北西にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおります。

次に、申請番号2番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり僧津と井ノ口の農地が各1筆、地目はいずれも田で、面積は僧津が1,127㎡、井ノ口が1,566㎡です。

水稻を作付する予定をしており、貸借期間は3年間で、賃借料は10アール当たり米1俵の条件で再設定する計画です。



現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、17ページと18ページに地図がございました。

僧津は、天神坊橋の北西約600mの所にある農地で、井ノ口は、有限会社・横井建設の南西にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号3番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地1筆で、地目は田で、面積は1,623㎡です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は1年間で、賃借料は米1俵代の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、18ページに地図がございました。

有限会社・横井建設の南東にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号4番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり大井の農地7筆で、登記地目は畑と田で、面積は2,034㎡です。

水稻、ユズ等を栽培する予定をしており、貸借期間は3年間で、賃借料は無償の条件で使用貸借権を新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、19ページに地図がございました。

八ノ谷集落の南西約300mの所と、こまどり温泉の南西約600mの所にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号5番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の農地2筆で、地目は田で、面積は2,002㎡です。

水稻を栽培する予定をしており、貸借期間は3年間で、賃借料は無償の条件で使用貸借権を新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、20ページに地図がございます。  
堂ノ尾橋のすぐ北西と、北西側に約800m行った所にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号6番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり川北の農地1筆で、地目は田で、面積は3,566㎡です。

ナスとオクラを栽培する予定で、貸借期間は15年間で、賃借料は、ナスの部分は10アール当たり7万円の条件、オクラの部分は10アール当たり12,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21ページに地図がございます。

J A東支所の南西にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次の申請番号7番から9番は、所有権移転・売買です。

安芸市においては、売買する農地が農業振興地域内の農用地であり、なおかつ、譲受人が農業経営基盤強化促進法に係る農業経営改善計画を認定されたもの、認定農業者である場合、農業経営基盤強化促進法に係る利用権設定等事業でも所有権移転ができます。

なお、この農業経営基盤強化促進法で所有権移転する場合は、譲受人は登録免許税が減額になるほか、譲渡人も譲渡所得について800万円の特別控除を受けることができます。

申請番号7番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり黒鳥の農地1筆で、地目は田で、面積は2,900㎡です。

水稻を作付する予定をしており、150万円で売買をし、所有権の移転をする計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、21ページに地図がございます。

黒鳥公民館の南東にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号8番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり井ノ口の農地1筆で、地目は田で、面積は383㎡です。

水稻を作付する予定をしており、30万円で売買をし、所有権の移転をする計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22ページに地図がございます。

小松肥料店の道を挟んで東側にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号9番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は1,681㎡です。

水稻を作付する予定をしており、336万2千円で売買をし、所有権の移転をする計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、22ページに地図がございます。

J A安芸集荷場の東にある農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の判断につきましては、別紙のA3の農業経営基盤強化促進法に係る利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

なお、現地につきましては、申請番号1番と2番、それから9番は、福本隆憲委員、入交大輔委員に。申請番号2番と3番、それから8番は、大久保暢夫委員、西岡大作委員、小松昌平委員に。申請番号4番は、有澤節子委員に。申請番号5番と6番は、西岡秀輝委員、中平秀一委員に。申請番号7番は、野村勉委員、渡辺禎宏委員に確認していただいております。

説明は、以上です。

議長

現地確認委員の報告を申請番号1番と2番、それから9番は、入交大輔委員。申請番号2番と3番、それから8番は、西岡大作委員。申請番号4番は、有澤節子委員。申請番号5番と6番は、中平秀一委員。申請番号7番は、渡辺禎宏委員。お願いします。

入交推進委員

申請番号1番と2番、9番です。11月16日に現地確認してきました。先ほどの報告のとおりです。

11番西岡大作委員

申請番号2番と3番、8番です。11月14日に現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

9 番有澤節子委員 申請番号4番です。11月15日に事務局の北村さんと  
現地確認してきました。先ほどの説明のとおりです。

中平推進委員 申請番号5番、6番です。11月11日に現地確認して  
きました。先ほどの説明のとおりです。

渡辺推進委員 申請番号7番です。先ほどの報告のとおりです。  
議長 それでは審議をお願いします。  
(質問、意見等 なし)

議長 別がないようですので、採決いたします。  
「議案第5号、農業経営基盤強化促進法農用地利  
用集積計画決定について」は、原案どおり決定する  
ことに賛成の方は挙手をお願いします。  
(挙手全員)

議長 全員賛成です。  
よって、「議案第5号、農業経営基盤強化促進法  
農用地利用集積計画決定について」は、原案どおり  
決定いたしました。

事務局(弘井) 続きまして、「議案第6号、非農地証明願につい  
て」を議題とし、事務局が説明いたします。  
「議案第6号、非農地証明願について」説明いたしま  
す。  
議案書は、23ページです。  
今回は、1件の申請が出ております。  
それでは、申請番号1番です。  
申請人、申請地は議案書に記載のとおりで、登記簿地目  
は畑、面積は204㎡となっております。  
所在地の地図は、24ページに掲載しております。  
安芸市井ノ口の石神神社の西にある土地で、現在は墓地  
となっております。  
現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。  
現地は、平成8年に申請地の一部に墓を建築した際、周  
辺も墓地用地として整備し、現在に至ります。現地の状況  
を確認し、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以  
上を経過しており、非農地の証明が可能であると判断して  
おります。  
現地につきましては、11月14日に大久保暢夫委員、  
西岡大作委員、小松昌平委員に確認していただきました。  
説明は、以上です。

議長 現地確認委員の報告を大久保暢夫委員、お願いします。  
3 番大久保委員 11月14日に現地を確認してきました。先ほどの説明

のとおりです。

議長 それでは審議をお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 別がないようですので、採決いたします。

「議案第6号、非農地証明願について」は、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 全員賛成です。

よって、「議案第6号、非農地証明願について」は、申請どおり認定することに決定いたしました。

議長 以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、「その他」の件について、事務局からお願いします。

(危機管理課 寺岡主事 着席)

事務局(北村) それでは、「その他」の件ですが、6点あります。順番に進めさせていただきます。

まず1点目は、皆さまの机の上に配布させていただきました。危機管理課の方から「津波避難所の整備」を赤野で行っており、その件についてご報告させていただきます。

危機管理課(寺岡) 危機管理課の寺岡と申します。

赤野・叶岡に整備しています津波避難所についてご説明いたします。

こちらの避難場所は、昨年度農業振興地域にあたるということで、農業委員会で諮っていただいたところですが、市が行う事業として除外が不要だったところで、現在工事を進めているところです。

場所は、資料中段の位置図で、叶岡の集会所の北側の農地4筆となっています。

事業のスケジュールは、10月7日から造成工事を行っており、3月10日までの工期で現在工事を行っています。工事の概要は、資料下段の方に完成後のイメージを載せています。管理道を周囲につくって敷地の中の部分は碎石の舗装で避難時にテントを張って避難できるように計画しています。

短いですが、説明は以上です。

事務局(弘井) 先ほどの説明で、「農用地区域からの除外が必要ない」と言いましたが、「農用地区域からの除外は必要」です。

ただ事前に、工事の前に除外するのではなく、面積も

確定してから除外した方がいだろうと、県からの指導があり、今回は除外の前に工事に入るという形になっています。

事務局（北村）

何か質問などあれば、お伺いたします。

（「なし」との声あり）

（危機管理課 寺岡 退席）

事務局（北村）

それでは、2点目になります。

「永続勤続農業委員の表彰について」です。

毎年、高知県農業会議において表彰を行っております。

安芸市から、今年は黒岩榮之委員が表彰されました。

表彰状を会長の方からわたしていただきます。

（黒岩委員に表彰状を授与）

事務局（北村）

3点目は、「次回定例会の開催予定について」です。

次回の定例会は、12月26日、月曜日の予定です。

よろしくお願ひします。

次に、4点目は「新年会の取扱いについて」確認させていただきたいと思ひます。

新型コロナウイルスの感染状況から、ここ2年は開催を見送っておりますが、今年はいかがいたしましょうか。ご意見をお伺ひしたいです。

（「見送りよ」「増えゆうで」との声あり）

事務局（北村）

それでは、開催は見送りとさせていただきます。

次に、5点目です。

「来年の委員改選について」事務局長からお願ひします。

事務局長

9月にも申し上げましたが、農業委員と農地利用最適化推進委員の皆さまの任期と、次期委員の改選についてのお知らせです。

皆さまの任期につきまして、来年の7月19日までということになっております。残り約8カ月でございます。

事務局としまして、経験豊かな委員の皆さまには引き続きお勤めいただきたいと思っておりますが、皆さま個々事情もあろうかと思われまふ。

もし、今期限りと思われておる方につきましては、ぜひ後任の方に前もってお話をしていただきたいと思ひます。年末年始を迎えますので、ぜひお願ひします。

改選の募集につきましては、来年に入って、安芸市の広報に掲載し、次期委員の改選に準備を行っていきたくて思ひます。

再度のご報告になりますが、ご検討をお願ひいたします。

ちなみに、前回、令和2年の改選では、2月の末に応募用紙をお配りいたしましたので、同じような形と思っておりますが、少し早めるかもしれません。よろしくお願ひします。

5 番 千光士委員  
事務局長  
事務局（北村）

任期は7月言うたかね。

7月19日までです。

よろしいでしょうか。

それでは、最後、6点目は、次回定例会についてのお知らせです。

今年5月に国会で成立した「農地法」や「農業経営基盤強化促進法」の改正が、早いものは来年4月から順次運用が開始されるものがあります。

改正されるものの要旨について、分かっているものについて、来月の定例会でお伝えしたいと考えております。

あらかじめお伝えさせていただきます。

私からは、以上です。

議 長

以上で、本日の定例会の日程は全部終了いたしました。





この議事録は事実と相違ないので、農業委員会会議規則第21条第2項の規定により署名する。

令和4年12月26日

安芸市農業委員会  
会 長

会議録署名委員

会議録署名委員